

平成28年2月23日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長
野 志 克 仁 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会
会 長 佐 々 木 信 也



愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）

平成28年1月27日に開催した懇話会における委員意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意 見 内 容

後期高齢者医療制度については、制度開始から8年が経過しようとしており、着実な浸透が図られているものと思われまます。

一方、被保険者数の増加や医療の高度化等に伴う医療費の増加は避けられず、財政運営等、高齢者医療を取り巻く環境は厳しさを増す状況となっており、将来にわたって高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、持続可能で安定した制度運営が求められております。

このことから、当懇話会といたしましては、下記に掲げる事項について格別の御配慮をいただき、今後の制度運営に反映していただくことを強く要望いたします。

記

- (1) 平成28・29年度の保険料改定においては、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用するなど、保険料の上昇を抑制する取り組みがみられるが、今後においても被保険者の負担を軽減するため、医療費適正化を進めるとともに、経費の節減に努めること。
- (2) 医療費適正化事業については、次の点に留意のうえ、積極的に取り組むこと。
 - ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、認知度が未だ低い状況を踏まえ、後発医薬品の適正な知識の啓発及び利用促進に努めること。
 - ・重複・頻回受診者への訪問指導事業については、対象者の拡充、指導結果の活用等、「元気な高齢者づくり」に繋げるための取り組みを進めること。
 - ・今年度から事業を開始した歯科口腔健診事業については、口腔の身体全体に与える影響等も認識し、効果的な勧奨を実施するなど、受診者数の増加に努めること。

以 上